

副本

平成24年(コ)第262号, 第318号

大飯発電所3号機, 4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

平成24年8月10日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 今 城 智 徳



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立 証 趣 旨
乙 22	東北電力株式会社 女川原子力発電所 の原子炉の設置変 更(1号, 2号及び 3号原子炉施設 の変更)について(答 申)	写し	H24. 3. 1	原子力安全 委員会委員長	福島第一原子力発電所事故以 降においても,安全審査は,「発 電用軽水型原子炉施設に關す る安全設計審査指針」等に基づ いて行われていること
乙 23	関西電力株式会社 大飯発電所の原子 炉の設置変更(3, 4号炉の増設)につ いて	写し	S62. 2. 10	通商産業大臣 田村元	大飯発電所の原子炉の設置変 更(3, 4号炉の増設)につい て,昭和62年2月10日に通商 産業大臣より許可を受けてい ること
乙 24	枝野経済産業大臣 の臨時記者会見の 概要(原子力発電所 に關する4大臣会 合)(抜粋)	写し	H24. 4. 13	経済産業省	本件発電所は,「原子力発電所 の再起動にあたっての安全性 に關する判断基準」に適合す ることが,国によって確認さ れていること
乙 25	総検第4-1号等 で示された質問に 對する回答(抜粋)	写し	H24. 3. 13	原子力安全・ 保安院	債務者が,本件発電所の基準地 震動Ss-1に對する制御棒 挿入時間は1.88秒であることを 原子力安全・保安院に説明 し,その内容について,原子力 安全・保安院が,平成24年3 月13日に開催された発電用原 子炉施設の安全性に關する總 合的評価検討会において説明 を行っていること
乙 26	陳述書	原本	H24. 8	債務者 土木建築室 土木部長 金谷賢生	債務者の過去の調査結果から, F-6破砕帯は耐震設計上考 慮する活断層ではないこと
乙 27	原子力安全委員会 月報 通巻第100号 (抜粋)	写し	S62. 9. 11	科学技術庁 原子力安全局 編集	原子力安全委員会が,大飯発電 所の原子炉の設置変更(3, 4 号炉の増設)に係る安全審査に おいて,原子炉設置地盤に認め られた10本の破砕帯のいずれ も安全評価上問題となるもの ではないと判断していること

乙 28	関西電力株式会社 大飯発電所の原子 炉の設置変更（3， 4号炉の増設）に係 る安全性について （安全審査書）（抜 粋）	写し	S62. 2	通商産業省	通商産業省が、大飯発電所の原 子炉の設置変更（3，4号炉の 増設）に係る安全審査におい て、原子炉設置地盤に認められ た10本の破碎帯のいずれも安 全評価上問題となるものでは ないと判断していること
乙 29	「耐震設計審査指 針の改訂に伴う関 西電力株式会社美 浜発電所1号機，高 浜発電所3，4号 機，大飯発電所3， 4号機耐震安全性 に係る評価につい て（基準地震動の策 定及び主要な施設 の耐震安全性評 価）」に対する見解 （抜粋）	写し	H22. 12. 6	原子力安全委 員会	原子力安全委員会が、大飯発電 所の敷地に活断層がないとす る原子力安全・保安院の判断を 妥当なものと認めていること